

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年六月二十二日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会会議規則（昭和二十四年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着しなければならない。ただし、委員が次条に規定する方法によつて会議に出席する場合は、この限りではない。</p> <p>2 略</p>	<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を教育長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>第一条の二 教育長及び委員は、教育長が必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によつて会議に出席することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、オンラインによる会議への出席に關し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>第十条 会議の日時、会議に付すべき事件、その順序その他の議事日程は、教育長がこれを定める。</p> <p>第十九条 教育長は、表決を採ろうとするときは、議題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。</p> <p>2 略</p>	<p>第十条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、教育長がこれを定める。</p> <p>第十九条 表決を採ろうとするときは、起立により可否を決する。</p> <p>2 略</p>

第二十条～第二十三条 略

第二十四条 略

2 前項の規定により委員会が必要と認められた者は、教育長が必要があるとき、オンラインによつて会議に出席することができる。

第二十五条・第二十六条 略

第二十七条 議事録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一～三 略
- 四 会議に付した事件の題目
- 五～九 略

第二十八条～第三十条 略

3 教育長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十条 議案上程後反対の発言者がいないときは、教育長は、全会一致で可決したものとみなすことができる。

第二十一条～第二十四条 略

第二十五条 略

第二十六条・第二十七条 略

第二十八条 議事録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一～三 略
- 四 会議に付した議案の題目
- 五～九 略

第二十九条～第三十一条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。